

大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除内定候補者選考細則

令和5年2月15日

令和5年細則第7号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者等選考委員会規程（平成17年規程第4号。以下「選考委員会規程」という。）第9条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の定める修士課程（博士前期課程を含む。）及び専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）に関する特に優れた業績による返還免除内定制度（以下「返還免除内定制度」という。）の候補者（以下「返還免除内定候補者」という。）の選考方法等に関し必要な事項を定める。

(返還免除内定制度の申請手続)

第2条 返還免除内定制度を申請しようとする者は、機構の定める返還免除内定制度の申請書を所属予定の研究科長に提出するものとする。

(研究科からの推薦)

第3条 各研究科長は、返還免除内定制度に関する申請書を提出した者のうちから、科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI・量子・マテリアル等）及び大学の強みや地域の強み等を生かした分野の別に推薦順位を付して学長に推薦するものとする。

(推薦者数)

- 第4条 各研究科の推薦者数は、機構が修士課程等に示した推薦枠数を各研究科のそれぞれの前年度に貸与期間が終了した第一種奨学生（以下「対象奨学生」という。）数をもって按分し小数点第1位を四捨五入した数（以下「按分数」という。）とする。
- 2 前項に規定する各研究科の推薦者数が、機構が示した推薦者数と同数とならない場合は、同数となるよう協議の上、各研究科の推薦者数を決定する。
 - 3 免除申請者で業績優秀と各研究科が認める者が、第1項又は前項で決定した推薦者数に満たない研究科がある場合は、協議の上、各研究科の推薦者数を決定する。
 - 4 第1項又は第2項により、決定された推薦者数が当初の按分数（小数点第1位までの数）を下回る研究科は、翌年度にその差を按分数に加えた上で、推薦者数を決定する。

(選考方法)

第5条 大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者等選考委員会（以下「委員会」という。）は、返還免除内定制度の申請のあった学生に係る大学院入試の成績、大学学部等の成績、大学学部長等からの推薦等を参考に、次に該当する業績について十分な成果を挙げ見込みがあるか総合的に評価し、選考する。

- (1) 学位論文その他の研究論文
- (2) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第1項に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果
- (4) 著書、データベースその他の著作物（第1号及び第2号に掲げるものを除く。）
- (5) 発明
- (6) 授業科目の成績
- (7) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (8) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (9) スポーツの競技会における成績
- (10) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

(返還免除内定候補者の推薦)

第6条 学長は、委員会の議に基づき、返還免除内定候補者について修士課程等ごとに、科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・A I ・量子・マテリアル等）及び大学の強みや地域の強み等を生かした分野の別に次条に規定する推薦順位を付けて、機構に推薦するものとする。

(推薦順位)

第7条 返還免除内定候補者の推薦順位は、各研究科の教育研究の特性等を考慮する観点から、次の各号により求める推薦点数の多い者から順位を付け、推薦点数が同じ場合は、対象奨学生数（前年度の貸与終了者数）の多い研究科の者から順位を付ける。

- (1) 各研究科の返還免除内定候補者数は推薦枠数を対象奨学生数（前年度の貸与終了者数）に対し各研究科に比例配分するものとする。
- (2) 推薦点数は、次式のとおりとする。

$$\text{推薦点数} = \frac{\text{各研究科の推薦者数} - (\text{各研究科の推薦順位} - 1)}{\text{各研究科の推薦者数}}$$

2 各研究科の返還免除内定候補者数と前項第1号により算出された各研究科の推薦点数の差は、毎年翌年度に繰越し累計（以下「累積点」という。）するものとする。

(内定の許可通知)

第8条 学長は、機構から内定の許可があった場合は、当該各研究科長に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、大分大学大学院における返還免除内定候補者の選考に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この細則は、令和5年2月15日から施行する。